

# 福井県パートナーシップ宣誓制度

---

## ご利用の手引き

福井県

## 目次

- 1 宣誓することができる方・・・・・・・・・・P2
- 2 宣誓手続の流れ・・・・・・・・・・P3
- 3 宣誓に必要な書類・・・・・・・・・・P6
- 4 福井県への転入を予定している場合・・・・・・・・P9
- 5 パートナーシップ宣誓書受領証・・・・・・・・P10
- 6 受領証の変更・返還の手続・・・・・・・・P11
- 7 連携自治体から転入する場合の手続き・・・・・・・・P13
- 8 利用可能なサービス・・・・・・・・・・P15
- 9 よくあるご質問・・・・・・・・・・P15
- 10 制度についての問い合わせ窓口・・・・・・・・P18

# Ⅰ 宣誓することができる方

宣誓することができるのは、以下の項目を全て満たしている方です。

チェック	項目
<input type="checkbox"/>	宣誓する双方が成年（満18歳）に達していること
<input type="checkbox"/>	お二人、もしくはいずれか一方が福井県に住所があること ・ <u>3か月以内</u> に県内に転入予定である方を含みます
<input type="checkbox"/>	日本国内外において、当該パートナー以外の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上の婚姻関係と同様の事情にある者を含む）が現にいないこと
<input type="checkbox"/>	他の自治体等で、宣誓しようとしている方以外とパートナーシップの宣誓等を行っていないこと
<input type="checkbox"/>	宣誓しようとしている方同士が近親者（民法第734条の直系血族又は三親等内の傍系血族、民法第735条の直系姻族の関係をいう）でないこと ・ パートナーシップの関係に基づく養子縁組の場合は宣誓することができます

## 2 宣誓手続の流れ

### 宣誓書を窓口に提出する場合

#### ①宣誓日の事前予約

- ・電話もしくはメールで、宣誓希望日をあらかじめ連絡ください。
- ・予約状況によって、宣誓日等のご希望に添えない場合があります。

チェック	ご連絡いただく内容
<input type="checkbox"/>	宣誓されるお二人の氏名とふりがな、生年月日 ・通称を使用される場合は、戸籍上の氏名もお知らせください
<input type="checkbox"/>	宣誓希望日・時間 ・第3希望までお知らせください
<input type="checkbox"/>	日中に連絡が取れる代表者の電話番号、メールアドレス

#### 受付窓口

〒910-0858 福井市手寄1丁目4-1 A O S S A (アオッサ) 7階

福井県人権センター

受付時間：火～金曜日、第2、4日曜日およびその前日の土曜日 9時～17時

(祝日、年末年始を除く。)

電話：0776-29-2111

メール：f-jinken@ceres.ocn.ne.jp

## ②必要書類の準備

- ・手引きの7～9ページの必要書類をご準備ください。

## ③パートナーシップ宣誓

- ・予約した日時に必要書類の全てをお持ちの上、お二人そろって福井県人権センターまでお越しください。
- ・お持ちいただいた必要書類、宣誓者の要件の確認および本人確認を行います。
- ・県職員の前で「パートナーシップ宣誓書（様式第1号）」に自署し、ご提出いただきます。

※書類に不備や不足などがある場合は、宣誓日を延期させていただくことがあります。

※お二人そろっての来館が難しい場合は、事前にご相談ください。

※自署できない場合は、他の方による代筆が可能です。

## ④受領証の交付

【いずれか一方が福井県に住所を有する場合】

- ・要件を満たしていることを確認した後、宣誓書の写しを添えて、「パートナーシップ宣誓書受領証」（以下「受領証」という。）をお二人それぞれに交付します。

【福井県に転入予定の場合】

- ・受領証に代えて、「転入者予定受付票（様式第3号）」を交付します。

※受付票の有効期限は3か月です。3か月以内に転入し、諸手続を行ってください。

※宣誓を行った後の手続は11～12ページをご覧ください。

## 宣誓書を郵送する場合

### ①必要書類の準備

- ・「窓口で宣誓する場合」と同じ手続きになります。

### ②必要書類の提出

- ・必要書類の全てを福井県人権センター（「受付窓口」参照）に郵送してください。
- ・宣誓日は、福井県人権センターに必要書類が到着した日となります。宣誓日を指定したい場合は、配送日指定郵便をご利用ください。

### ③県からの確認

- ・お電話にて、宣誓された事実があるかどうかの確認を行います。
- ・確認は、福井県人権センター(0776-29-2111)からお電話いたします。

### ④受領証の交付

#### 【いずれか一方が福井県に住所を有する場合】

- ・書類等に不備がなければ、本人限定受取郵便で受領証および宣誓書の写しを、住民票に記載のある住所に送付いたします。
- ・受取には本人確認が必要であるため、通称名を使用されている場合でも、戸籍名で送付いたします。

#### 【福井県に転入予定の場合】

- ・受領証に代えて、「転入者予定受付票（様式第3号）」を送付いたします。

※受付票の有効期限は3か月です。3か月以内に転入し、諸手続を行ってください。

※宣誓を行った後の手続は11～12ページをご覧ください。

### 3 宣誓に必要な書類

宣誓には、以下の書類が必要になります。

チェック	必要書類
<input type="checkbox"/>	<p>パートナーシップ宣誓書（様式第1号）</p> <p>【窓口で手続を希望される方】</p> <p>宣誓日当日にご記入いただくか、事前にご記入いただいて、ご持参ください。</p> <p>【郵送での手続を希望される方】</p> <p>記入済みのものを他の必要書類と同封し、郵送でご提出ください。</p> <p>※様式は、担当課窓口でご請求いただくか、県ホームページからダウンロードなさってください。</p>
<input type="checkbox"/>	<p>【福井県にお住まいの方】</p> <p>現住所が確認できる書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住民票の写し</li> <li>・ 住民票記載事項証明書</li> </ul> <p>※宣誓日以前から<u>3か月以内</u>に発行されたものに限りです。</p> <p>※一人1通の提出をお願いします。（世帯全員が記載されたもの）</p> <p>※お二人が同一世帯になっている場合は、1通で構いません。</p> <p>※住民票の写し等に、続柄・本籍・マイナンバー等は不要です。</p>

<input type="checkbox"/>	<p>【福井県に転入予定の方】</p> <p>転入の予定が分かる書類の写し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 転出証明書</li> <li>・ 転居先の賃貸借契約書 など</li> </ul> <p>※転入後の手続については、9ページをご覧ください。</p>					
<input type="checkbox"/>	<p>現に婚姻していないことを証明する書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 戸籍抄本の原本</li> <li>・ 独身証明書 など</li> </ul> <p>※宣誓日以前から<u>3か月以内</u>に発行されたものに限ります。</p> <p>※一人1通の提出をお願いします。</p> <p>※外国籍の方は、本国が発行する婚姻要件具備証明書（独身証明書）等とその日本語訳の提出をお願いします。</p>					
<input type="checkbox"/>	<p>(通称名を使用する場合のみ提出)</p> <p>日常生活において通称を使用していることが確認できる書類</p> <p>※宣誓日以前から<u>3か月以内</u>に発行されたもので、有効期限付きのものは、<u>有効期限内</u>のものに限ります。</p> <table border="1" data-bbox="261 1630 1479 2098"> <tr> <td data-bbox="261 1630 762 1727">1枚の提示で足りるもの</td> <td data-bbox="762 1630 1479 1727">2枚以上の提示が必要なもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="261 1727 762 2098"> <input type="checkbox"/>健康保険証   <input type="checkbox"/>通称名のある住民票         </td> <td data-bbox="762 1727 1479 2098"> <input type="checkbox"/>社員証や学生証、卒業証書   <input type="checkbox"/>公共料金の請求書   <input type="checkbox"/>自宅宛の郵便物（消印があり、住民票の住所と一致するもの）         </td> </tr> </table>		1枚の提示で足りるもの	2枚以上の提示が必要なもの	<input type="checkbox"/> 健康保険証  <input type="checkbox"/> 通称名のある住民票	<input type="checkbox"/> 社員証や学生証、卒業証書  <input type="checkbox"/> 公共料金の請求書  <input type="checkbox"/> 自宅宛の郵便物（消印があり、住民票の住所と一致するもの）
1枚の提示で足りるもの	2枚以上の提示が必要なもの					
<input type="checkbox"/> 健康保険証  <input type="checkbox"/> 通称名のある住民票	<input type="checkbox"/> 社員証や学生証、卒業証書  <input type="checkbox"/> 公共料金の請求書  <input type="checkbox"/> 自宅宛の郵便物（消印があり、住民票の住所と一致するもの）					

本人確認書類の写し	
1枚の提示で足りるもの	2枚以上の提示が必要なもの
<input type="checkbox"/> マイナンバーカード (個人番号カード)  <input type="checkbox"/> パスポート  <input type="checkbox"/> 運転免許証 (運転経歴証明書)  <input type="checkbox"/> 在留カード・特別永住者証明書  <input type="checkbox"/> その他官公署が発行した免許証・許可証・身分証明書であって氏名および生年月日が確認でき、本人の写真が改ざん防止処理されたもの	<input type="checkbox"/> 健康保険証  <input type="checkbox"/> 年金手帳  <input type="checkbox"/> 年金証書  <input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証  <input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード (顔写真なし)  <input type="checkbox"/> その他、法律等で交付された書類で氏名および生年月日が確認でき、本人の写真を貼付したもの  ※マイナンバーの通知カードは、本人確認書類として利用することはできません

## 4 福井県への転入を予定している場合

宣誓の時点で、お一人またはお二人ともが福井県への転入を予定されている方は、**「転入者予定受付票（以下「受付票」という。）」**を交付します。

受付票の交付から3か月以内に、福井県に転入したことを証明する住民票等の写しを提出ください。

本人確認を行い、受付票と引き換えに受領証を交付します。

(注) 3か月以内のご提出がない場合は、宣誓は無効となり、受領証は発行できません。

時期	宣誓等の流れ	備考
転入前	①受付票の交付 ↓ ②福井県に転入（宣誓から3か月以内）	「2 宣誓手続の流れ」をご覧ください。
転入後	<b>【窓口で受け取る場合】</b> ①受領証受取の日を事前予約する。 ↓ ②予約日に窓口で受取（お一人でも可） その際、「本人確認書類」、「受付票」、「現住所が確認できる書類」を提示する。 <b>【郵送で受け取る場合】</b> ①「本人確認書類の写し」、「受付票」、「現住所が確認できる書類」を郵送する。 ↓ ②本人限定受取郵便にて、住民票に記載のある住所へ受領証を送付	必要書類の詳細は「3 宣誓に必要な書類」をご覧ください。

## 5 パートナーシップ宣誓書受領証

表

第 ○○ 号	
	福井県パートナーシップ宣誓書受領証
福井県パートナーシップ宣誓制度実施要綱の規定に基づき、 パートナーシップの宣誓をしたことを証します。	
○○ ○○ 様	△△ △△ 様
令和 ○年○月○○日	福井県知事
	印

裏

【本人】	【パートナー】
○○ ○○	△△ △△
( ○年 ○月 ○○日生)	( ○年 ○月 ○○日生)
※ 表面で通称を使用している場合は、戸籍上の氏名を記載しています。	
〈特記事項緊急連絡先〉…この欄の記入は自由です 私本人が、急病や怪我等で万が一の場合、パートナーへ連絡してください。	
【パートナー連絡先】	【本人自筆署名】
問合せ先 福井県健康福祉部地域福祉課人権室 0776-20-0328	
<small>※ 法律上の婚姻とは異なり、法的な権利および義務が発生するものではないため、相続や税の控除などの法律上の効果はありません。</small>	

## 6 受領証の変更・返還の手続

---

宣誓事項を変更したり受領証を返還したりする場合は、宣誓時と同様に、事前のご予約をなさってください。また、郵送での手続も可能です。

### 変更の届出

住所、氏名その他宣誓した書類の記載事項に変更があった場合は、「パートナーシップ宣誓事項変更届（様式第4号）」に記入し、変更前の受領証および必要書類を併せて福井県人権センターに提出してください。

### 受領証の返還

次のいずれかに該当する場合は、宣誓されたお二人またはお一人が、パートナーシップ宣誓書受領証返還届（様式第5号）に記入し、受領証と必要書類を併せて提出してください。紛失等により受領証の返還が困難な場合は、パートナーシップ宣誓書受領証返還届（様式第5号）と必要書類を提出してください。

- ①パートナーシップが解消されたとき
- ②双方が県内に住所を有しなくなったとき（一時的な場合は除く。）
- ③宣誓者の一方が死亡したとき
- ④宣誓が無効になったとき

※①の場合には、1人分の返還があればパートナーシップが解消されたものとみなします。

チェック	提出物
<input type="checkbox"/>	本人確認書類 ※詳細は「4 宣誓に必要な書類」をご覧ください。 ※郵送の場合は、書類の写しをご提出ください。
<input type="checkbox"/>	パートナーシップ宣誓書受領証返還届（様式第5号）
<input type="checkbox"/>	パートナーシップ宣誓書受領証

※返還された受領証をお手元に保管しておきたい場合は、お申し出ください。無効の穿孔を施したうえでお返しします。

※返還された受領証等の交付番号は、県ホームページに掲載します。

### 宣誓の無効

以下のいずれかに該当する場合は宣誓を無効とし、交付番号を県ホームページに掲載します。

- ①宣誓の要件を満たさなくなったとき
- ②宣誓書の内容に虚偽があったとき
- ③受領証等を不正に利用し、または偽造し、もしくは変造したと認めるとき

## 7 連携自治体から転入する場合の手続き

パートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク規約第4条に定める構成自治体（以下「連携自治体」という。）においてパートナーシップ宣誓に係る宣誓書受領証の交付を受けている方が、県内の住所に転入後も引き続きパートナーシップ関係を継続するときは、規約第3条第2項の規定に基づき、受領証の交付を受けることができます。

継続申請には、以下の書類が必要になります。

チェック	必要書類
<input type="checkbox"/>	<p>パートナーシップ宣誓継続申告書（様式第6号）</p> <p>【窓口で手続を希望される方】</p> <p>宣誓日当日にご記入いただくか、事前にご記入いただいて、ご持参ください。</p> <p>【郵送での手続を希望される方】</p> <p>記入済みのものを他の必要書類と同封し、郵送でご提出ください。</p> <p>※様式は、担当課窓口でご請求いただくか、県ホームページからダウンロードなさってください。</p>
<input type="checkbox"/>	<p>転出地である連携自治体が交付したパートナーシップ宣誓に係る宣誓書受領証</p>
<input type="checkbox"/>	<p>【福井県にお住まいの方】</p> <p>現住所が確認できる書類</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・住民票の写し</li><li>・住民票記載事項証明書</li></ul>

※宣誓日以前から3か月以内に発行されたものに限ります。

※一人1通の提出をお願いします。(世帯全員が記載されたもの)

※お二人が同一世帯になっている場合は、1通で構いません。

※住民票の写し等に、続柄・本籍・マイナンバー等は不要です。

【福井県に転入予定の方】

転入の予定が分かる書類の写し

- ・ 転出証明書
- ・ 転居先の賃貸借契約書 など

※転入後の手続については、9ページをご覧ください。

## 8 利用可能なサービス

---

受領証に法的効力はありませんが、受領証を提示することで、県であれば県立病院での面会等や県営住宅への入居時に同居の親族として扱われます。また、受領証提示により、サービスが受けられるようになる行政機関や民間企業もあります。

## 9 よくあるご質問

---

Q 1 なぜ、パートナーシップ宣誓制度を導入するのですか。

性的マイノリティのカップルの日常生活上の困難や生きづらさを少しでも軽減するためです。

Q 2 結婚制度と福井県パートナーシップ宣誓制度の違いは何ですか。

婚姻は法律行為であり、法に定める婚姻を行うと相続権や扶養義務など様々な法律上の権利や義務が発生します。

一方、福井県パートナーシップ宣誓制度は、福井県の内部規定（要綱）に基づくサービス提供制度であり、婚姻とは異なり、宣誓によって法律上の権利や義務は生じません。

Q 3 宣誓をすることができるのは、同性カップルのみですか。

同性カップルのみには限定していません。

Q4 事実婚もパートナーシップの対象になりますか。

対象にはなりません。

Q5 養子縁組をしている場合は宣誓できませんか。

パートナーシップに基づき養子縁組をしている場合も宣誓できます。

Q6 宣誓に費用はかかりますか。

宣誓に必要な書類の発行手数料等は自己負担になりますが、宣誓や受領証の交付は無料です。

Q7 代理や郵送で手続はできますか。

代理人による宣誓はできません。ただし、自ら記入ができないと県が認める場合は、代理人による代筆が可能です。

郵送での宣誓は可能です。

Q8 休日に宣誓することはできますか。

宣誓のご希望は、福井県人権センターの開館日・開館時間内で受付いたします。

Q9 受領証に有効期限はありますか。

ありません。なお、氏名や住所等が変更になった場合は、変更の届出をお願いします。

Q10 パートナーシップを解消した場合、何か手続は必要ですか。

パートナーシップ宣誓書受領証等返還届を提出し、受領証を返還していただき

ます。

返還届は、当事者の一方からの届出で受け付けますが、届出人は相手方に返還届を提出したことを必ず通知するようにしてください。

Q11 なりすましや偽造等、悪用されることはないのでしょうか。

宣誓を受ける際に、マイナンバーカードなどの顔写真付きの身分証明書等により本人確認を行うことで、なりすまし等の悪用を防止します。

なお、虚偽の宣誓や受領証の不正利用などをしたことが判明した場合には、宣誓が無効となり、受領証を返還していただきます。また、交付番号を県ホームページに掲載します。

Q12 両親や友人にカミングアウトしていませんが、宣誓できますか。

周囲の人にカミングアウトしていなくても、宣誓していただけます。

Q13 宣誓制度の利用に際し、プライバシーは守られますか。

宣誓はプライバシーに配慮し、個室での対応も可能です。予約時に個室希望をお知らせください。

また、県職員には、地方公務員法第34条第1項の規定に基づく守秘義務があり、プライバシーは守られます。

## 10 制度についての問合せ窓口

---

〒910-8580 福井市大手3丁目17-1

福井県 健康福祉部 地域福祉課 人権室

受付時間：月～金 8時30分～17時15分(祝休日、年末年始を除く。)

電話：0776-20-0328

メール：jinken@pref.fukui.lg.jp